

7 公営企業職員の状況

(1) 自動車運送事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年度	千円 1,750,075	千円 △ 153,305	千円 1,039,435	% 59.39%	% 60.35

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費(バス事業)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 76	千円 266,182	千円 54,687	千円 98,696	千円 419,565	千円 5,521	千円 6,430

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
八 戸 市	52.7 歳	320,717 円	460,049 円
市町村平均(バス事業)	52.4 歳	322,049 円	535,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(うちバス事業運転手)

区 分	公務員				民間			参考
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B
八 戸 市	55.9 歳	42 人	304,567 円	447,186 円	バス運転者	53.4 歳	349,600 円	1.3
市町村平均	52.7 歳	43 人	315,094 円	534,456 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
八戸市	5,366,232	4,195,200	1.3

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)
2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
3 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含んでいる。
4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八戸市		市町村平均(バス事業)	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,299 千円		1,387 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	1.95 月分	- 月分	- 月分
(1.375)月分	(0.925)月分	(-)月分	(-)月分

八戸市	市町村平均(バス事業)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算:5～20%	(加算措置の状況)

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和6年4月1日現在)

八戸市			市町村平均(バス事業)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額		15,827 千円	1人当たり平均支給額		11,032 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4～5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

支給対象職員がいないため、省略。

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給対象職員がいないため、省略。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	32,703 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	442 千円
支給実績 (4年度決算)	30,948 千円
職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)	418 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される。		同	-	8,762 千円	213,707 円
	配偶者	6,500 円				
	子	10,000 円				
	父母等	6,500 円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 加算となる額 (1人につき)	5,000 円				
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給される。		同	-	3,601 千円	276,992 円
	借家・借間(限度額)	27,000 円				

手 当 名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
通勤手当	通勤距離が2km以上で通勤のため交通機関(バス等)を利用又は交通用具(自動車等)を利用する場合に支給される。		同	-	3,113 千円	51,026 円
	交通機関利用者 (限度額)	55,000 円				
	交通用具利用者	2,000円～ 31,600円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給している。		同	-	1,668 千円	834,000 円
	部長級	76,000 円				
	次長級	63,000 円				
	課長級	54,000 円				
寒冷地手当	寒冷地手当は、国において寒冷地手当の支給地域を定めており青森県内は4級地としている。(毎年11月から翌年3月まで支給される。)		同	-	4,840 千円	74,462 円
	世帯主	扶養親族1～2人以上				
		扶養親族なし				
		その他の職員				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給される。		同	-	584 千円	12,705 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年度	千円 23,992,705	千円 174,176	千円 10,580,567	% 44.10%	% 45.08

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費(病院事業)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 1,036	千円 3,854,349	千円 1,969,317	千円 1,486,195	千円 7,309,861	千円 7,056	千円 7,252

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

医師

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
八 戸 市	42.0 歳	457,115 円	1,061,049 円
市町村平均(病院事業)	43.4 歳	567,868 円	1,407,938 円

看護師

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
八 戸 市	38.0 歳	280,451 円	366,344 円
市町村平均(病院事業)	41.3 歳	303,695 円	498,220 円

事務職員

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
八 戸 市	38.0 歳	278,603 円	341,968 円
市町村平均(病院事業)	46.4 歳	323,562 円	507,447 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八戸市		市町村平均(病院事業)	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,375 千円		1,493 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
医師 2.90 月分	2.05 月分	- 月分	- 月分
医師以外 2.45 月分	1.95 月分	- 月分	- 月分
(1.375)月分	(0.925)月分	(-)月分	(-)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算:5～20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

八戸市			市町村平均(病院事業)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額		1,828 千円	1人当たり平均支給額		3,445 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（令和6年4月1日）

支給実績(令和5年度決算)		133,604 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		1,035,690 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医 師	16 %	129 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			1,135,966千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			1,341,165円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			78.0%	
手当の種類(手当数)			17種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症業務手当	医師	感染症患者又は疑いのある患者の診療業務	-千円	日額500円
	従事した職員	感染症患者等の救護、感染症の病原体の付着物若しくは付着の疑いのある物の処理又は感染症の病原体を保有する疑いのある家畜の防疫業務	-千円	日額290円
調剤手当	薬剤師	調剤業務	-千円	月額50,000円
放射線取扱手当	放射線科の職員	放射線科に勤務する職員でエックス線その他の放射線の照射業務(医療技術業務手当の支給を受ける者を除く)	-千円	月額4,200円
	上記以外の医師、診療放射線技師	上記以外で、エックス線その他の放射線の照射業務	-千円	日額290円
	看護師等	同上	-千円	日額210円
死体処理等手当	医師、看護師	死体処理業務	-千円	件630円
	医師、看護師	死体解剖業務	-千円	件1,260円
特殊病棟勤務手当	看護師等	精神病棟において、精神病患者を救護する業務に従事する職員(給料の調整額を受ける者を除く)	-千円	日額 (3時間以上 従事した場合) 200円
夜間看護手当	看護師等	深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)の看護等の業務(2時間未満)	-千円	勤務2,150円
		深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)の看護等の業務(2時間～4時間未満)		勤務3,100円
		深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)の看護等の業務(4時間～7時間未満)		勤務3,550円
		深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)の看護等の業務(7時間以上)		勤務7,300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
診療手当	院長	診療業務	- 千円	月額 400,000 円
	副院長	同上		月額 350,000 円
	診療局長	同上		月額 330,000 円
	診療局次長	同上		月額 310,000 円
	部長、医長	同上		月額 239,000 円
		医大卒業後の経験年数 3年以上4年未満		月額 241,000 円
		医大卒業後の経験年数 4年以上5年未満		
	医師	同上		以下経験年数1年毎に、 2,000円加算
		医大卒業後の経験年数 2年以上3年未満		月額 170,000 円
		医大卒業後の経験年数 3年以上4年未満		月額 172,000 円
	精神神経科の医師	同上		以下経験年数1年毎に、 2,000円加算
		精神神経科の医師の診療業務		月額 100,000 円
	麻酔科の医師	麻酔科の医師の診療業務		月額 60,000 円
	全医師	他の自治体病院等の応援診療に従事したとき		勤務1回につき当該自治体病院等との協定等で定める1日当たりの負担金の額に100分の80を乗じて得た額
	全医師	宿日直(診療局、小児科、産科、婦人科及び救命救急センターに限る。)の日または正規の勤務時間外に救急医療に従事したとき		勤務1日につき10,000円
	全医師	正規の勤務時間以外の診療業務		1時間につき 3,000円
	部長以上の職にある医師	離院後に救急患者を診察するために出勤したとき		4時間帯ごと 8,000円
	医長以下の職にある医師	同上		4時間帯ごと 6,000円
	全医師	診療情報提供書等を作成したとき		文書料の20%に相当する額
	全医師	麻酔業務(正規の勤務時間内)		麻酔科以外の医師 10,000円
		麻酔業務(正規の勤務時間外)		麻酔科の医師 10,000円 麻酔科以外の医師 20,000円
	産科及び小児科の医師	ハイリスク分べん(多胎分べん及び帝王切開の場合を除く。)		10,000円
		多胎分べん(帝王切開の場合を除く。)		1胎につき 10,000円
		帝王切開		10,000円 (但し、従事した医師3人まで)
	全医師	健康診断に係る胸部X線写真読影業務に従事した場合		60,000円
救急医療待機手当	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、看護師、准看護師、救急救命士	救急医療に従事するため自宅又はこれに準ずる場所での待機 平日(午後5時00分から翌日の午前8時45分まで)	- 千円	回 2,000 円
		救急医療に従事するため自宅又はこれに準ずる場所での待機 ○休日等(午前8時45分から翌日の午前8時45分まで)		回 4,000 円
洋上救急手当	医師	洋上救急協力協定に基づき、海上での急病人の診療等	- 千円	回 60,000 円
	看護師等	同上		回 30,000 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
航空業務手当	医師、看護師等	航空機に搭乗して行う、救急の医療又は患者の介助、搬送等	- 千円	時間 1,900 円
助産師業務手当	看護師(産婦人科病棟で助産師の資格を有した者)	助産業務	- 千円	月額 3,600 円
		分べん業務	- 千円	月の分べん件数に5,000円を乗じ当該月の分べん業務従事した助産師の人数で除して得た額
認定看護師等手当	専門看護師	当該認定または指定に係る看護分野の業務	- 千円	月額 5,000 円
	認定看護師			月額 3,000 円
理学療法手当	リハビリテーション科の医師、技師、療法士	理学療法業務(医療技術業務手当の支給を受ける者を除く)	- 千円	月額 3,000 円
医療技術業務手当	看護師、准看護師、臨床心理士及び精神保健福祉士	精神病棟において精神病患者を救護する業務等	- 千円	日額 1,200 円
	放射線科の診療放射線技師	エックス線その他の放射線等を人体に対して照射する業務等	- 千円	
	理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	リハビリテーション業務等	- 千円	
	臨床検査技師	検体検査業務、生理機能検査業務等	- 千円	
	歯科衛生士	歯科予防措置業務、歯科診療補助業務、歯科保健指導業務等	- 千円	
	臨床工学技士	生命維持管理装置の操作業務、保守点検業務等	- 千円	
緊急走行手当	救急救命士	緊急自動車に乗りし緊急走行の業務に従事	- 千円	日額 470 円
特別技術者手当	電気主任技術者又は特定高圧ガス取扱主任者	電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者が行う業務	- 千円	月額 2,600 円
看護職員等処遇改善手当	看護師	看護師が勤務したとき	- 千円	月額 12,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	336,846 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	353 千円
支給実績(4年度決算)	384,741 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	408 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される。	同	-	79,513 千円	244,656 円
	配偶者				
	子				
	父母等				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 加算となる額 (1人につき)				

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給される。 借家・借間(限度額) 27,000 円	同	-	93,514 千円	304,606 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で通勤のため交通機関(バス等)を利用又は交通用具(自動車等)を利用する場合に支給される。 交通機関利用者(限度額) 55,000 円 交通用具利用者 2,000円～31,600円	同	-	31,640 千円	50,064 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給している。 院長 149,000 円 副院長 127,000 円 診療局長 113,000 円 診療局次長 105,000 円 部長 97,000 円 医長 93,000 円 医師 67,000 円 部長級 76,000 円 次長級 63,000 円 課長級 54,000 円	異	一般行政職の制度 保健所長 140,000円 科長 97,000円 部長級 76,000円 次長級 63,000円 課長級 54,000円	149,201 千円	981,586 円
寒冷地手当	寒冷地手当は、国において寒冷地手当の支給地域を定めており青森県内は5級地としている。(毎年11月から翌年3月まで支給される。) 世帯主 扶養親族あり 17,800 円 扶養親族なし 10,200 円 その他の職員 7,360 円	同	-	58,603 千円	53,913 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給される。	同	-	74,618 千円	160,469 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日に、本来の勤務に従事しないで庁舎、備品、書類等の保全その他必要な事務に従事した場合において、その勤務回数に応じて支給される。 医師又は歯科医師(管理者が定める者) 25,000 円 30,000 円 医療技術職員等 6,100 円	異	医師の手当のみ一般行政職より高額に設定	84,482 千円	665,213 円